



福岡医発第3228号(地)

令和2年3月6日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課、同省医政局経済課の連名にて、各都道府県等衛生主管部(局)宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、日本医師会を通じて本会に対しても周知依頼がありました。

現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の増加により、消毒用エタノール(医薬品又は医薬部外品)の供給不足が生じています。

また、イベント又は施設等に来訪する者に対し、イベント又は施設の開設者等(以下「事業者等」という。)が感染予防の目的で購入した消毒用エタノールを使用させる場合の取扱いについて、事業者等から厚生労働省に照会が寄せられております。

本件はこれを踏まえ、来訪者等に対する消毒用エタノールの使用について、下記のとおり取扱う旨、周知を求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. イベント又は施設等の訪問者や職員等に使用させることを目的として、消毒用エタノールを他の容器へ詰め替え、使用させることは差し支えないこと。なお、他の容器に詰め替えた消毒用エタノールについて、来訪者等への販売・授与等を行わないこと。
2. 容器の詰め替えに際しては、当該事業者等の責任の下において、容器の清浄度に配慮するなど、衛生的な管理に努めること。

令和 2 年 3 月 2 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之



新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課、同省医政局経済課の連名にて、各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の増加により、消毒用エタノール（医薬品又は医薬部外品）の供給不足が生じています。

また、イベント又は施設等に来訪する者に対し、イベント又は施設の開設者等（以下「事業者等」という。）が感染予防の目的で購入した消毒用エタノールを使用させる場合の取扱いについて、事業者等から厚生労働省に照会が寄せられております。

本事務連絡はこれを踏まえ、来訪者等に対する消毒用エタノールの使用について、下記のとおり取扱う旨、周知を求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. イベント又は施設等の訪問者や職員等に使用させることを目的として、消毒用エタノールを他の容器へ詰め替え、使用させることは差し支えないこと。なお、他の容器に詰め替えた消毒用エタノールについて、来訪者等への販売・授与等を行わないこと。
2. 容器の詰め替えに際しては、当該事業者等の責任の下において、容器の清浄度に配慮するなど、衛生的な管理に努めること。

以上

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 2 8 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて

標記について、今般、別添のとおり、都道府県衛生主管部（局）等あてに事務連絡を発出しましたのでお知らせします。

事 務 連 絡
令和2年2月28日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて

現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の増加により、消毒用エタノール（医薬品又は医薬部外品）の供給不足が生じています。

イベント又は施設等に来訪する者に対し、イベント又は施設の開設者等（以下「事業者等」という。）が感染予防の目的で購入した消毒用エタノールを使用させる場合の取扱いについて、事業者等から照会が寄せられていることから、来訪者等に対する消毒用エタノールの使用について、下記のとおり取扱う旨、貴管下関係者又は事業者等から照会があった場合は、周知いただきますようお願いいたします。

記

1. イベント又は施設等の訪問者や職員等に使用させることを目的として、消毒用エタノールを他の容器へ詰め替え、使用させることは差し支えないこと。なお、他の容器に詰め替えた消毒用エタノールについて、来訪者等への販売・授与等を行わないこと。
2. 容器の詰め替えに際しては、当該事業者等の責任の下において、容器の清浄度に配慮するなど、衛生的な管理に努めること。

以上